

監査報告書

学校法人 日本女子大学
理事会 御中

私たち学校法人日本女子大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条の定めに基づき、平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の学校法人の業務並びに財産の状況を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務並びに財産の状況を調査し、また、会計監査人(東陽監査法人)と連携を取り、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 主要な計算書類を検討し、東陽監査法人の会計監査の実施状況の報告を受けた結果、会計監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 学校法人の業務の執行並びに財産の状況に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

平成29年5月22日

監事 松井 正子 ㊞

監事 田中 信行 ㊞